

黒石市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

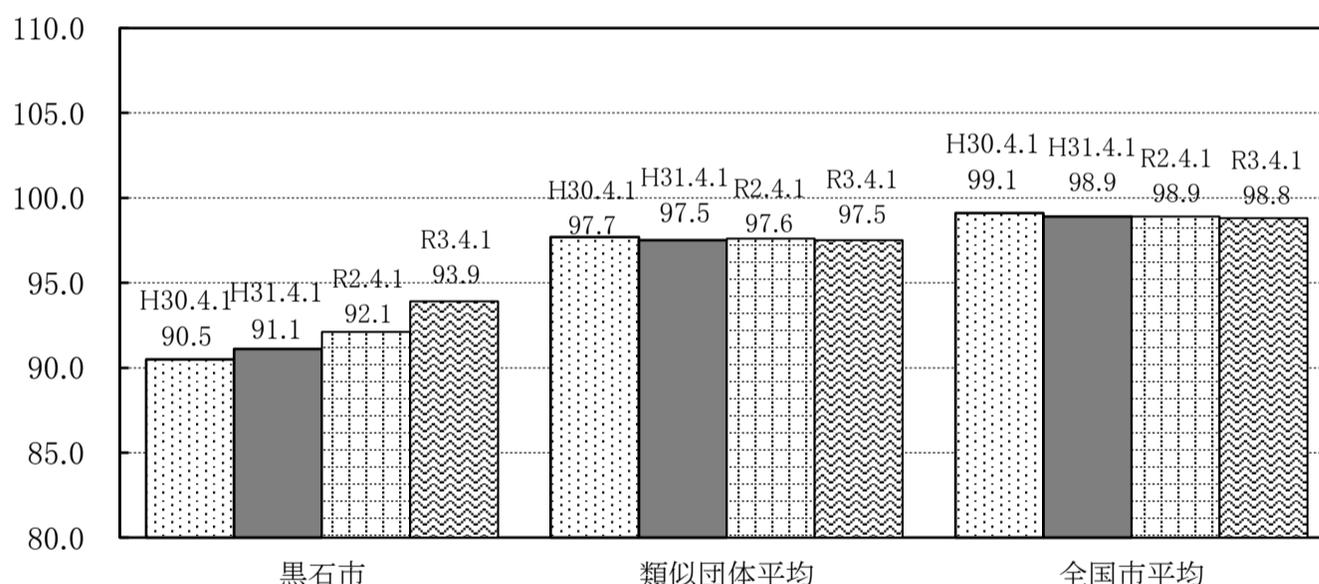
区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和元年度の人件費率
令和2年度	人 32,530	千円 20,146,937	千円 834,450	千円 2,198,108	% 10.9	% 11.6

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和2年度	人 246	千円 811,067	千円 116,647	千円 323,448	千円 1,251,162	千円 5,086	千円 5,825

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(理由)

平成17年度から令和元年度まで給料月額の削減措置を継続して行っているが、平成20年度の8～13%をピークに、平成23年度は7～12%に、平成24年度は5～10%に、平成25年度は4～9%に、平成26年度から平成28年度までは2～9%に、平成29年度から1～8%に、平成30年度から2～7%に、令和元年度は2～6%に、令和2年度は2～5%に削減割合を緩和しているため、ラスパイレス指数が上昇している。

(改善の見込み)

削減割合は、今後の財政状況によって変わってくるものであるが、令和2年度末で給与削減を停止したため、今後もラスパイレス指数が上昇することが見込まれる。

(4) 給与改定の状況

(人事委員会を設置していないため、省略)

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】
 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容)

一般行政職については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、改定無し。
 高齢層については最大4%引下げ。激変緩和のため、4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

(地域手当の制度無し)

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

○ 給料の削減

平成17年度から令和2年度まで給料月額額の減額措置を継続して行った。

(令和2年度の削減割合)

<職務の級>

<削減率>

*一般行政職の場合

5級	…	2%
6級	…	4%
7級	…	5%

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和3年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
黒石市	40.2 歳	287,400 円	327,742 円	298,133 円
青森県	42.7 歳	312,000 円	377,138 円	341,246 円
国	43.0 歳	325,827 円	—	407,153 円
類似団体	42.3 歳	314,815 円	371,896 円	341,141 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
黒石市	51.7歳	13人	320,000円	337,515円	337,559円	—	—	—	—
うち用務員	55.7歳	6人	345,400円	360,267円	363,397円	用務員	50.3歳	235.2千円	1.53
うち自動車運転手	48.3歳	7人	299,900円	318,013円	315,420円	自家用乗用自動車運転手	55.7歳	191.1千円	1.66
青森県	52.1歳	254人	300,500円	336,002円	319,901円	—	—	—	—
国	50.9歳	2,201人	286,947円	—	328,603円	—	—	—	—
類似団体	51.6歳	14人	314,011円	338,441円	326,411円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
黒石市	4,703,780円	—	—
うち用務員	4,983,504円	3,186.1千円	1.56
うち自動車運転手	4,596,156円	2,467.8千円	1.86

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成30～令和2年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注)

1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区 分		黒石市	青森県	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	182,200 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	150,600 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	147,900 円	147,900 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和3年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	248,200 円	337,900 円	383,800 円	389,000 円
	高校卒	212,800 円	296,600 円	334,800 円	372,500 円
技能労務職	高校卒	264,600 円	260,400 円	319,100 円	326,700 円

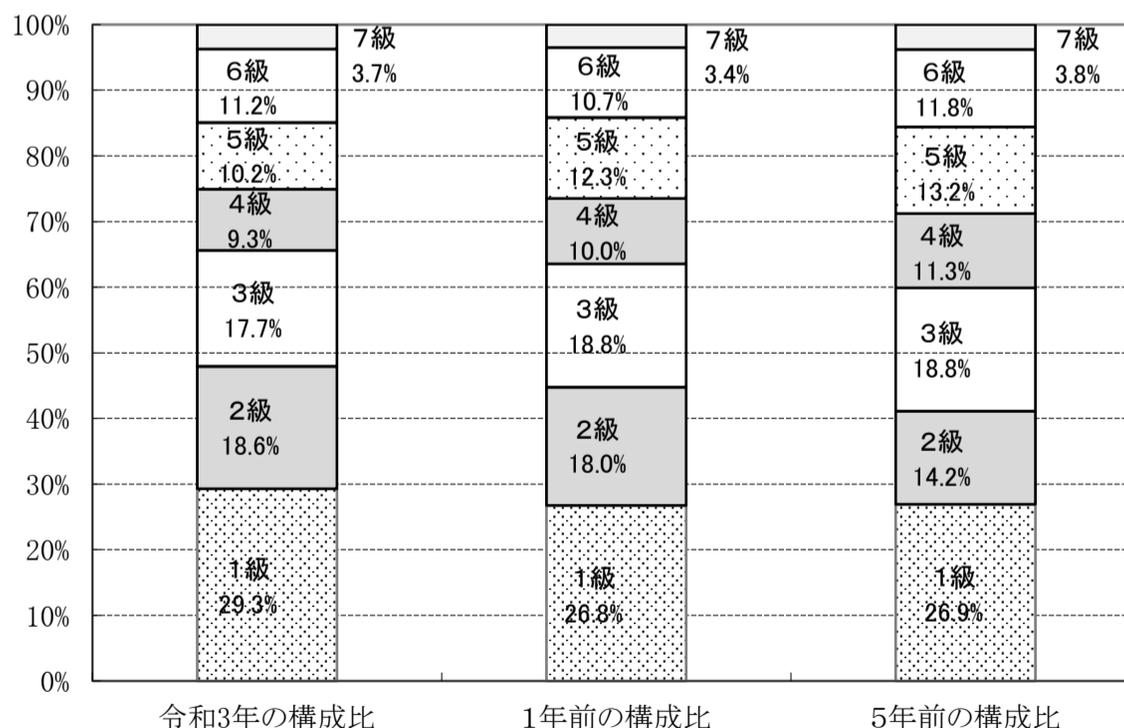
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和3年4月1日現在)

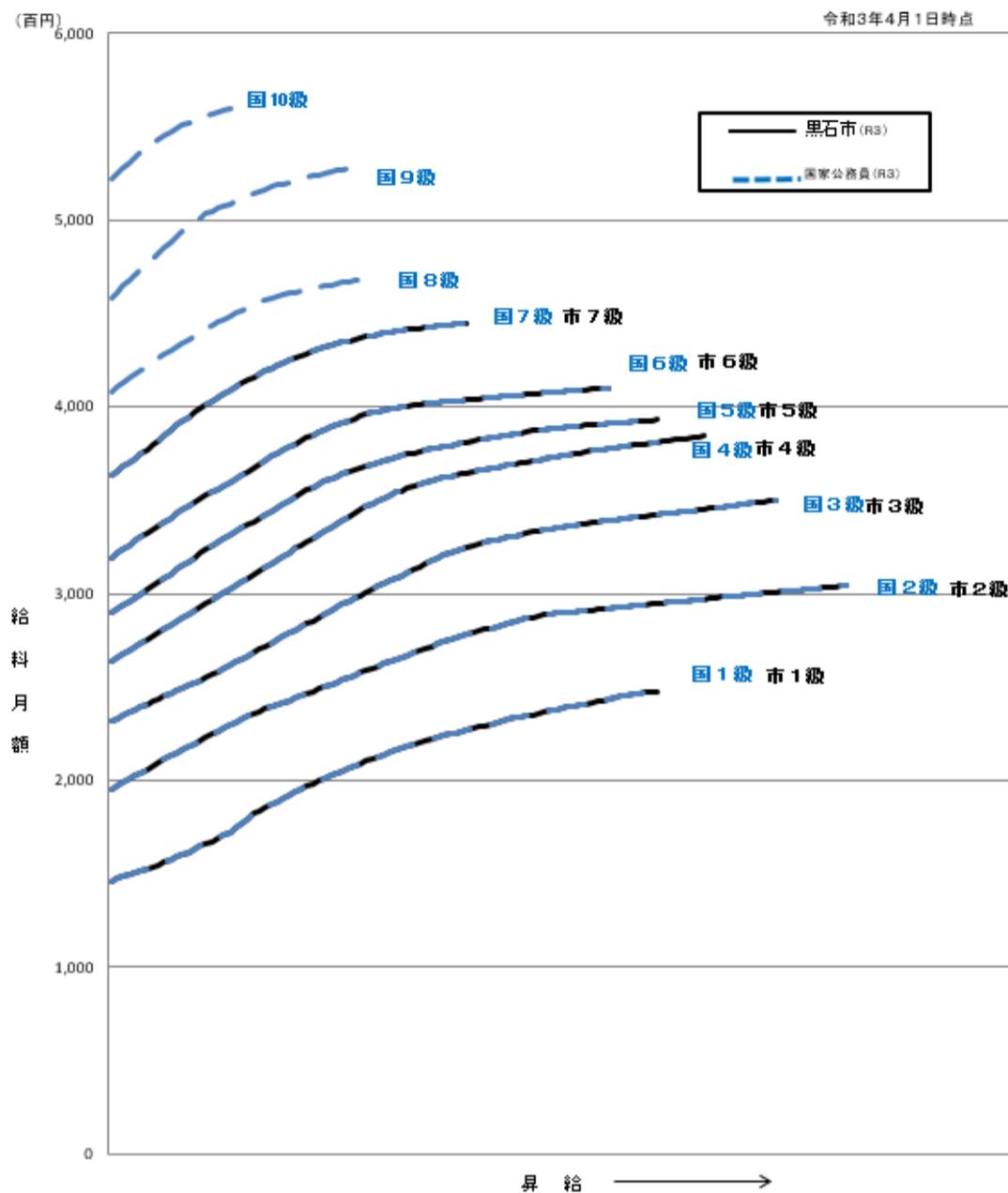
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	部長	8 人	3.7 %	362,900 円	444,900 円
6 級	課長	24 人	11.2 %	319,200 円	410,200 円
5 級	課長補佐	22 人	10.2 %	289,700 円	393,000 円
4 級	主幹	20 人	9.3 %	264,200 円	384,200 円
3 級	係長・主査	38 人	17.7 %	231,500 円	350,000 円
2 級	主任主事、主任技師	40 人	18.6 %	195,500 円	304,200 円
1 級	主事、技師、主事補、技師補	63 人	29.3 %	146,100 円	247,600 円

(注) 1 黒石市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和2年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ(一律)		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

黒石市	青森県	国
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,289 千円	1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,611 千円	—
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算(5～15%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算(5～20%) ・管理職加算(10～25%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算(5～20%) ・管理職加算(10～25%)

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 区分	支給実績が ある区分	支給可能な 区分	支給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2)退職手当(令和3年4月1日現在)

黒石市			国		
計算式			計算式		
基本額+調整額			基本額+調整額		
基本額			基本額		
退職日の基本給月額×退職理由別・勤続年数別支給率			退職日の基本給月額×退職理由別・勤続年数別支給率		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)			(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		
調整額			調整額		
在職中の職責等による貢献度に基づく加算 (0~54,150)円×60ヵ月			在職中の職責等による貢献度に基づく加算 (0~95,400)円×60ヵ月		
	自己都合	応募認定・定年			
1人当たり平均支給額	3,580 千円	19,966 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3)地域手当(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)	— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	— 千円

(4)特殊勤務手当(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)			117,615 千円
黒石病院	医師		77,798 千円
	医師以外の医療職		39,817 千円
その他の職員			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)			744,398 円
黒石病院	医師		5,186,500 円
	医師以外の医療職		278,443 円
その他の職員			0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)			30.4 %
手当の種類(手当数)			5

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		支給実績 (令和2年度決算)	左記職員に対する 支給単価
診療手当	常時勤務する医師	診療業務		68,864千円	月額200,000～300,000円 学位取得者には1,000円加算
危険手当	診療放射線科に勤務する技師	X線その他放射線を照射する作業に従事したとき		5,172千円	技師 230円/日
	臨床検査科に勤務する技師	病毒等の有害物を取り扱う検査に従事したとき			技師 230円/日
	看護師及び准看護師	X線その他の放射線を人体に照射する作業を補助する作業に従事したとき			100円/日
夜間看護手当	助産師・看護師・准看護師	午後10時から翌日の午前5時までの間において行われる看護等の業務に従事したとき	4時間以上	34,411千円	3,550円/回
			4時間未満 2時間以上		3,100円/回
			2時間未満		2,150円/回
夜間・休日呼出手当	医師及び医療局、看護局に属する管理職員	午後5時から翌日の午前8時15分までの間及び休日に呼出を受けて診療に従事したとき	1時間未満の場合	8,302千円	医師 2,000円/日 医療局及び看護局に属する管理職員 1,000円/日
			1時間以上の場合		医師 1,500円/時加算 医療局及び看護局に属する管理職員 750円/時加算
待機手当	産婦人科に勤務する医師	休日に待機を命ぜられたとき	勤務を要する日の退庁時から翌日の始業時まで に相当する時間	1,388千円	10,000円/回
			勤務を要する日の正規の勤務時間に相当する時間		10,000円/回
	臨床検査技師・診療放射線技師・看護師及び准看護師	休日に待機を命ぜられたとき	勤務を要する日の正規の勤務時間に相当する時間		2,000円/日
			勤務を要する日の正規の勤務時間に相当する時間のうち午後の時間		1,000円/半日

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	44,866 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	178 千円
支給実績(令和元年度決算)	58,385 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	230 千円

(6)その他の手当(令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)		
扶養手当	扶養親族のある職員に支給		同	—	53,568 千円	216,000 円		
	配偶者	6,500 円						
	子	一人につき 10,000 円						
	父母等	一人につき 6,500 円						
	配偶者がいない 場合の1人目	子					10,000 円	
		父母等					6,500 円	
	満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子に加算となる金額 1人につき 5,000 円							
通勤手当	通勤のため自動車やバス、電車などの交通機関を利用している職員に支給		同	—	22,464 千円	78,000 円		
	交通機関利用の場合実費 最高限度額 55,000 円							
	自動車 等利用 者	片道2km以上					2,000 円	
		片道60km以上					31,600 円	
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員、又は自宅に居住する世帯主である職員に支給		同	—	26,059 千円	292,800 円		
	借家(借間)の場合の支給 限度額 27,000 円							
宿日直手当	黒石病院に勤務する職員	宿直勤務又は日直勤務をした場合、勤務1回につき 2,450～30,000円を支給	異	単価	15,898 千円	338,260 円		
	上に掲げるものの以外の職員	宿直勤務又は日直勤務をした場合、勤務1回につき 2,100～4,200円を支給	同	単価	0 千円	0 円		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給		—	—	32,695 千円	544,917 円		
	部長級	30,000～40,000円						
	課長級	15,000～25,000円						
	黒石病院医療局及び看護局に勤務する職員 15,000～110,000円							
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において在職する職員に支給		同	—	32,042 千円	63,200 円		
	基準日 における 世帯等 の区分	世帯主					扶養親族あり	17,800 円
							扶養親族なし	10,200 円
		その他の職員					7,360 円	

5 特別職の報酬等の状況(令和3年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	800,000 円 (800,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 950,000 円 / 431,000 円	
	副 市 長	650,000 円 (650,000 円)	780,000 円 / 420,000 円	
報 酬	議 長	414,000 円 (414,000 円)	545,000 円 / 230,000 円	
	副 議 長	382,000 円 (382,000 円)	474,000 円 / 200,000 円	
	議 員	345,000 円 (345,000 円)	442,000 円 / 180,000 円	
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(令和2年度支給割合) 3.20 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和2年度支給割合) 3.20 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	給料月額×在職月数×45.5/100	17,472,000円	任期毎
		給料月額×在職月数×26.5/100	8,268,000円	任期毎

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

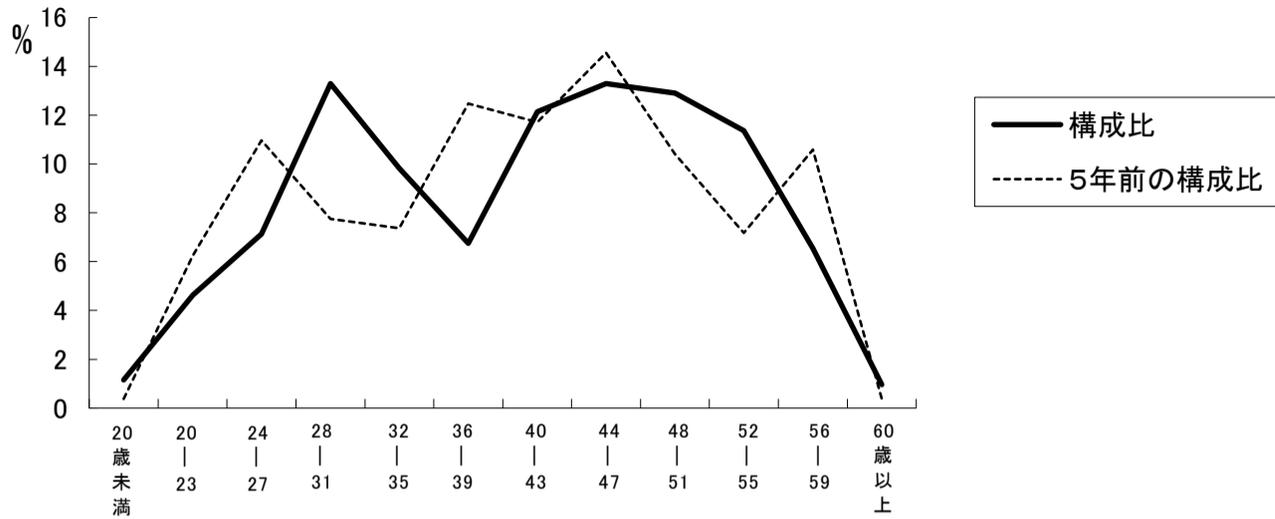
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和2年	令和3年		
普通会計部門	議会	6	6	0	
	総務企画	67	70	3	財産管理部門の人員増、国際政策係の設置
	税務	27	29	2	賦課部門の強化、徴収部門の強化
	民生	29	29	0	
	衛生	21	24	3	ワクチン接種対策
	労働	1	1	0	
	農林水産	19	20	1	六次産業化推進
	商工	16	15	△1	自治体国際化協会への職員派遣終了
	土木	23	23	0	
	計	209	217	8	<参考> 人口1万人当たり職員数 66.71 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 80.99 人)
	教育部門	37	38	1	図書館建設事業
	小 計	246	255	9	<参考> 人口1万人当たり職員数 78.39 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 104.30 人)
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	230	225	△5	欠員不補充(採用者定員割れ)
	水道	8	9	1	
	下水道	4	4	0	
	その他	24	26	2	介護担当職員の増、国保担当職員の増
	小 計	266	264	△2	
合 計	512 [635]	519 [635]	7 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 159.55 人	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和3年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	6人	24人	37人	69人	51人	35人	63人	69人	67人	59人	34人	5人	519人

(3) 職員数の推移

部門別	年度							過去5年間の増減数(率)
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
一般行政	211	212	214	217	209	217	6 (2.8)	
教育	44	39	38	37	37	38	△6 (△13.6)	
消防	—	—	—	—	—	—	—	
普通会計計	255	251	252	254	246	255	0 (0.0)	
公営企業等会計計	274	275	271	270	266	264	△10 (△3.6)	
総合計	529	526	523	524	512	519	△10 (△1.9)	

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数